

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見を踏まえマニュアルを修正
		県	立場	理由	
1	4～7	徳島県	②発注者	工事関係書類一覧表において、提出部数を決めて頂き、記載して欲しいです。	「※提出部数は1部とするが、別に定めがある場合はこの限りではない。」を追記します。
2	4～7	徳島県	③支援業務者	工事関係書類一覧表に紙の場合の提出部数を明示して欲しい。 また一部に文字切れがあります。	
3	4～7	徳島県	②発注者	工事関係書類一覧表の提出先欄の契約担当課(監督職員を経由して提出するものを含む)については、監督職員経由分が不明確であるため区分を明確にして欲しい。	契約書、特記仕様書に記載がないものは、全て監督職員経由です。 なお、「(監督職員を経由して提出するものを含む)」を追記します。
4	4～7	徳島県	③支援業務者	直接契約担当課へ提出する書類と監督職員を経由して提出する書類をもっと明確化した方がよい。現状としては受注者によって統一性が無い。	
5	4～7	徳島県	①受注者	工事工程表や現場代理人通知書など、何部必要なのかの明示をお願いします。 また、契約担当課へ直接提出してもよい書類と思うのですが、プロセスチェックのためにコピーを残す等行う必要があります。契約担当課へ提出後、押印していただき、監督職員経由で書類を返してもら(工事打合せ簿通知等)の処理は行っていただけませんか？	「※提出部数は1部とするが、別に定めがある場合はこの限りではない。」を追記します。 契約書、特記仕様書に記載がないものは、全て監督職員経由です。 なお、「(監督職員を経由して提出するものを含む)」を追記します。
6	4～7	徳島県	③支援業務者	工事関係書類一覧表『紙と電子の別』 →四国地方整備局HPを探してもどこにも掲載されていません。	
7	4～7	香川県	③支援業務者	提出物、提示物の仕分け区分が明解でない。(受注者に対して助言できない部分がある)	標準的な工事における提出物は、土木工事書類作成マニュアルに掲載しているもの及び土木工事共通仕様書並びに特記仕様書に記載された提出物以外は提示となります。
8	4～7	徳島県	②発注者	書面様式には、様式一〇等の記載があるが、正式な書面では、不要と思われる。消してもよいと思われる。	書類の様式は、殆どが全国统一様式になっています。なお、様式の内容が重要であり、様式一〇に拘っているわけではない。(消す手間が発生)
9	4～7	愛媛県	③支援業務者	提出書類として、工事日報を追加してほしい。工事後の調査等で作業日や時期を問われることが多々有り、その都度、工事担当者にお問い合わせが必要になっている。実施工程表もまた、提示のみで、完成書類として残らないので、工事日報の代わりにならない。	書類簡素化の目的により日報を削除しています。 なお、工事後の調査にあつては、確認出来る範囲で協力をお願いします。
10	4～7	愛媛県	①受注者	工事情報共有システムにより、紙提出書類が少なくなり業務合理化となっておりますが、事務所により全て電子化の場合と「協議」「承諾」は紙提出となる場合があります。紙は全て無くし電子とする旨の周知があれば事前協議で全て電子化としやすくなります。	工事関係書類一覧表に記載のとおり、電子、紙の区分については事前協議することとしているところであり、その旨を周知していきます。
11	4～7	徳島県	②発注者	品質証明に関する添付書類は提出不要とあるが、品質証明書1枚のみの提出では品質証明体制が確立されているとは判断できない。提示資料として添付書類を確認すれば？という意味で品質証明に関する添付資料が提出不要になっているのであれば、あまり簡素化されたとは言えない。	意見のとおり、提示資料のため提出不要としています。 品質の証明は受注者の責務であるため、監督・検査職員から求められた場合は提示の義務があります。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見を踏まえマニュアルを修正
		県	立場	理由	
12	1	高知県	①受注者	変更施工計画書の作成方法についてですが、変更点が見えるように見え消しで修正する場合や、新規に作成する場合など、やり方が様々なので、原則統一して頂きたい。	施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合に、変更施工計画書の提出を求めているものであり、その手法について規定することは考えていない。
13	1	徳島県	③支援業務者	変更計画書の作成例の記載。(追加の場合を赤字とするとか、変更の箇所は見え消しとするのか統一した書き方を決めてあるほうが、良いのではないか。)	
14	1	高知県	②発注者	入札説明書において、登録基幹技能者の活用については施工計画書にも記載することとなっている。よって、施工計画書にその旨を追記する。	1-1-2(3)現場組織表の文書を「…監理技術者、専門技術者、登録基幹技能者…」に修正するとともに、現場組織表の例示に留意点とあわせて追加します。
15	4	徳島県	③支援業務者	現場組織表 【例】組織表に交通安全担当者枠が二つ有る。(修正必要)	修正します。
16	11	高知県	①受注者	再生資源利用・促進計画書について、今までは設計数量に上がっているコンクリート塊や伐採木材統を記入していましたが、現場で発生するコンガラ(ポンプ車の残留分)廃棄型枠、鉄筋クズも記入するよう指摘されています。微々たる数量ですがいるのでしょうか。	設計数量に限らず、土木工事共通仕様1-1-1-18のとおり、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」並びにその実施書の提出が義務付けされています。(詳細な記載方法等については、土木工事書類作成マニュアル 2-2再生資源参照)
17	14	徳島県	①受注者	施工体制で外国人建設就労者等の従事確認書は有り・無しに○をつけて添付していますが、口頭確認で外国人従事者がいない場合、確認書添付は必要ないのでは。	1-2-1施工体制台帳・施工体系図(2)の「施工体制台帳に添付すべき書類」以外の添付の必要はありません。
18	14	徳島県	③支援業務者	施工体制台帳に添付すべき書類に添-27~にある社会保険の加入促進「誓約書」の追加。(添-29で国土交通省において..発注者に対し受注した工事について..誓約書を提出する。と記載されている、施工体制台帳提出時の書類としたほうが確認もしやすい。)	
19	14	徳島県	①受注者	施工体制台帳について 建設業の許可を持っている業者について、すべて提出となっているが、繁忙期等における手伝いや1週間程度の軽作業等においては、検討していただきたい。	建設業法にて定められた書類であり、金額や期間を問わず、下請契約を行った場合は作成する必要があります。
20	14	愛媛県	①受注者	今回工事は、機械器具設置工事で発注頂いておりますが、実質は、既設計測機器の製造メーカーによる調整が主作業となります。こういうケースにおいても施工体制台帳(再下請通知)の提出は、必要なのでしょうか。	
21	14	高知県	③支援業務者	施工体制台帳に添付すべき書類の発注者との契約書の写しについて (プロセスチェック時若しくは検査時の確認とし、添付は不要と思われる)	建設業法施行規則第14条の2の2に添付する書類が規定されていることから省略することはできません。
22	14	徳島県	②発注者	施工体制関係書類 施工体制関係書類については、受注者における必要書類はこれまでと変更がなく、提出資料について明確になったことにより、分けてPDFにする等受注者の方で手間が少し増えたと思っております。(受注者にヒアリングしても同様な意見) また、これまでASPで確認出来ていた物がプロセスチェックを実施しないと確認が出来ない為、監督員の時間的無駄が増えている状況です。出張所職員も減ってきている状況で、電子で確認出来る物は電子で確認出来るように改善してほしい。	当面は、現状どおり、引き続きの実施をお願いします。 提出された意見が多数あるのであれば、検討させていただきます。 なお、監督職員は、「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」に基づき、点検をお願いします。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見を踏まえマニュアルを修正
		県	立場	理由	
23	14	徳島県	③支援業務者	施工体制台帳・施工体系図についてマニュアルだと提出書類について雇用保険の事業所番号までは確認出来ない。	1-2-1(2)に「四国地方整備局建政部発行の「建設業のポイント」を参照して下さい。」と記載しており、「建設業のポイント」の記載例に事業所番号を記載することとなっています。(確認を求めているものではない)
24	14	愛媛県	③支援業務者	「1-2-1施工体制台帳・施工体系図(2)施工体制台帳及び施工体系図の作成方法」の表において、「施工体制台帳に添付すべき書類」欄は、元請だけでなく一次下請負人にも適用されるのか、不明である。一次下請負人にも適用されるなら監理技術者でなく、主任技術者となると思われるが・・・。	再下請負通知書に添付すべき書類に記載された「再下請負人との契約書の写し」のみになります。
25	19	徳島県	①受注者	書類の電子化が進む中、依然として紙ベースで提出している書類が多い(現場代理人等通知書、既済部分検査等の関係書類、現場発生品調書等)。ペーパーレスで手続きが完結するようにしてほしい。	書類の電子化は順次すすめており、今年度から電子契約システムの試行を開始しています。
26	25	愛媛県	③支援業務者	工事工程表については契約締結後14日以内に発注者へ提出しなければならないとあるが、当初契約時だけでなく変更契約時にも提出の必要があるのであれば、その旨を追記してほしい。	契約書には「この契約締結後」と記載されており、工期が変更となる変更契約は、工程表の提出は必要です。 なお、「この契約締結後」とは、変更契約を含みます。
27	28	徳島県	①受注者	CORINSへの登録について、マニュアルには工事打合せ簿不要、との記載があるが、依然として提出を求められている。マニュアル等を見せて説明しても、知らない人がいるから提出において、と言われる。提出が必要・不要な書類の扱いを徹底してほしい。	「共通仕様書1-1-1-5コリンズ(CORINS)への登録」によることになっており、提出書類としては不要であることを周知徹底します。
28	28	徳島県	③支援業務者	CORINS登録 工事完成後の訂正・削除について土共仕1-1-1-5と同様に記載する。(追記必要)	平成31年4月版で変更済み
29	28	愛媛県	③支援業務者	H3103の共通仕様書(1-1-1-5コリンズ(CORINS)への登録)より「なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。」の文言が削除されたが、工事請負代金のみ変更の場合はコリンズ登録が必要との考え方で良いのであれば補足など追記してほしい。	「土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ(CORINS)への登録」のとおり、受注時、変更時、完成時、訂正時に登録することになっており、特別な補足説明は必要ない考えています。
30	29	徳島県	②発注者	「任意仮設」は変更の対象にならない。協議を行わずに施工したものは変更の対象にならない。「任意仮設」であっても変更契約の対象となる場合の事例を明記するなど「任意仮設」が精算変更時に問題にならないよう注意喚起をしてほしい。	「直轄請負工事における設計変更ガイドライン」に掲載している、指定・任意の正しい運用と設計変更事例集を参考に適切に対応をお願いします。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見を踏まえマニュアルを修正
		県	立場	理由	
31	46	香川県	①受注者	2-4-2近隣協議資料について 地下埋設物確認書は受注者で作成するようになっているが、今回の工事では現場が点在しているため、各関係機関への確認に時間、労力を費やした。発注者側もしくはコンサルでできないか。	土木工事共通仕様書1-1-1-26 16.地下埋設物等の調査にて「受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。」と規定されてることから、引き続き調査をお願いします。 なお、明確な場合は、特記仕様書に明示するよう指導するとともに、埋設がないことが事前に判明している場合(予想されない場合)などは、監督職員と協議して下さい。
32	46 47	愛媛県	①受注者	関係官公庁等協議資料 地下埋設物確認については発注段階で明確なものは、特記仕様書か何かに記載して省略できないか。(例えば山の中の工事でガスや水道はない場合など)	
33	47	香川県	①受注者	工事着手前に地下埋設物調査を行い報告しているが、今回の残土処理場工事などの数年にわたっての引継ぎ工事の場合は調査不要にして頂きたい。	
34	51	愛媛県	③支援業務者	段階確認書により事前に監督職員に報告する。とあるが週間予定等で事前に報告(メール及び口頭)を受けるので、報告日と確認日を2段表示にして確認結果を添付し1回の提出で対応しては。	様式-11は、全国統一様式であることから修正できません。(現時点においては、引き続き本様式で対応して下さい。)
35	51	愛媛県	③支援業務者	監督員臨場時の状況写真は不要・写真管理基準も省略できると記載があるが、施工計画書の写真管理に記載した場合も省略としても良いのか？(段階確認に臨場出来ない場合、写真を提示する必要があるので、施工計画時点では記載している。)	施工計画書における施工管理計画(写真管理)の枠外に補足として、写真管理基準に記載されている内容を参考に撮影頻度については、「監督職員等が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、その臨場時の状況写真についても撮影しない。(ただし、写真を省略することを目的に段階確認等の頻度を増やさないように留意すること)」旨を追記するように修正します。
36	54	高知県	①受注者	1構造物当たり30%程度との確認の程度となっているが、具体的に記載していただきたい。1つの測定項目あたり30%程度の意味であると思うが、何の30%か明確にしてほしい。 例：測定箇所の30%程度等	総括打合せの施工監督計画に段階確認(施工状況把握)及び材料確認を行う工種項目・時期・頻度等を具体的に記載することになっており、段階確認一覧に示した監督職員の確認頻度の目安を参考にであり総括打合せで十分に調整して下さい。また、把握頻度の目安である、施工状況把握一覧(土木工事監督技術基準)についても追加します。 なお、1回/1構造物については、1構造物の確認項目の受注者の測定頻度に対する割合を示したものです。
37	65	愛媛県	①受注者	休日・夜間作業届について、現道工事(出張所工事)において、各週間工程会で周知できている場合は、休日夜間作業届の提出を省略してほしい。	以下の内容を追加します。 「休日・夜間作業の有無等を週間工程会議(週間工程表)等で監督職員が理由を含め事前に把握している場合においては、あらためて休日・夜間作業届を提出する必要はない。」
38	65	愛媛県	③支援業務者	休日・夜間作業届について現道上の工事でもメールで連絡にしては。ASPでは、順次決裁をしているので事例後に回覧することがあるため。	
39	65	—	①受注者	休日・夜間作業届について、現道上の工事については工事打合せ簿又は電子メールで提出となっていますが、週間工程会議で周知出来れば書面の必要は無いと思います。	

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見を踏まえマニュアルを修正
		県	立場	理由	
40	65	徳島県	①受注者	特殊車両通行許可で現場出発時に荷姿確認の写真を撮影していますが、事前に積荷寸法の確認写真を撮影していますが、事前に積荷も把握しており出発時に寸法撮影する必要は無いと考えます。	道路法第47条第1項および道路交通法等で制限された車両を使用する場合は、通行許可証の写しを監督職員に提示することとなっている。なお、監督職員から請求があった場合は、以下のものを提示することを求めています。 ・現場到着時、現場出発時における写真等（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真） ・ただし、夜間走行条件等で走行時間帯の条件がある場合のみを対象に、車両通行記録（タコグラフ又は、出発・到着時刻が判別できる写真等）について提示を求めています。
41	65	徳島県	①受注者	出発・到着が確認出来る写真が必要なので、時計と一緒に撮影する等していますが、カメラで時刻を確認できるので必要無いのでは。	
42	69	徳島県	③支援業務者	事故報告書の様式が本局ホームページ掲載の工事関係書類の標準様式と相違がある。全国展開している受注者もいることを踏まえ統一するべきだと思う。	工事故速報としての標準様式（様式-13）は使用しないものとし、標準様式Noを工事関係書類一覧表から削除する。 3-2-1事故速報について、「…発生した場合には、スピード重視で、まずは電話で断片的な情報（いつどこで何がどのようになったか等）でもいいので、速やかに報告するものとし、その後、内容の充実を図り、逐次報告を行うものとする。」に修正します。
43	73,74	徳島県	③支援業務者	1) 工事履行報告書 ① 工事履行報告書は、監督職員が工程を把握し必要に応じて、工事促進の指示を行うための書類である。 → 維持工事においては、当初契約数量どおり履行する事がまずない。一般工事と違い指示書工事によるところが大きいので、工程管理で必要なのは除草工など、まとまった数量の指示で期間が長くなる場合のみ工程管理が必要であって、月毎の履行報告書は上記に書いてある目的を果たしていなと思う。必要なことは、契約金額に対して進捗率での割合（上限）2割超え・3割超えを気にする必要があるだけだと思う。それに関しては、受注者が管理するのではなく発注者が行えばいいので履行報告書は不要だと思う。	工事履行報告書は、契約書、土木工事共通仕様書1-1-1-24の「履行報告」にて提出を求めているものであり、引き続き提出してください。
44	75	徳島県	①受注者	検査時に、例えば、「工程のフォローアップを行ったことがありますか」という質問がなされるが、書類作成マニュアルには検査時に確認される項目に関する記載がない。	土木工事書類作成マニュアル添-20～21に「工事検査時の確認資料」として基本的な役割分担を記載していますのでご確認下さい。
45	84	高知県	③支援業務者	コンクリート中の塩分測定表（様式-99）にだけ主任監督員及び監督員の押印欄があるが 필요한のか？	修正します。
46	89	高知県	①受注者	品質記録台帳の内容について、受注者が作成する品質管理図表の内容と重複する。作成・提出は不要と出来ないでしょうか。	公共施設として、使用されたコンクリートの品質記録を保存することは維持管理上重要であることから引き続き作成をお願いします。
47	99	高知県	①受注者	使用材料の撮影項目として、形状寸法がありません。撮影頻度は、各品目毎に1回ですが、形状が複雑な材料を撮影する場合、かなり時間を要します。工事完成時でも、確認できる材料の形状寸法の写真撮影は、省略としたい。	写真管理基準（使用材料-使用材料）に規定された写真は必須となっておりますので、引き続き写真の撮影をお願いします。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見を踏まえマニュアルを修正
		県	立場	理由	
48	99	徳島県	③支援業務者	写真管理 監督職員又は現場技術員が臨場した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するとあります。監督職員が立会すれば全て撮影不要となり、土木工事施工管理基準の撮影頻度・提出頻度の記述に対し相反しています。	監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した場合は写真撮影は不要です。 ※全国基準として写真管理基準2-4(3)に規定 施工計画書における施工管理計画(写真管理)の枠外に補足として、写真管理基準に記載されている内容を参考に 「撮影頻度については、監督職員等が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、その臨場時の状況写真についても撮影しない。(ただし、写真を省略することを目的に段階確認等の頻度を増やさないように留意すること)」旨を土木工事書類作成マニュアルに追記するように修正します。
49	99	徳島県	③支援業務者	写真管理基準の記載がわかりにくい(提出と撮影頻度の記載が違う)ので、運用が監督職員によって変わることがあり、作成マニュアルでもっと詳しく説明してほしい。もしくは写真管理基準を変えてほしい。(提出は打合せ簿で検査前に提出するとか、電子納品の写真については撮影頻度記載の分を納品するとか)	写真管理基準に撮影頻度は、「3.整理提出」にて、納品の基準として規定されているものです。 提出頻度に記載されたものは、工事打合簿による提出を基本としているが、提出を義務付けしないような表現にするように本省に意見を提出する予定である。
50	105	愛媛県	③支援業務者	Q建設機械使用実績報告書は、借用日以降稼働なしの月は提出不要としてはどうか？ A機種にもよるが毎月提出ではなく、四半期毎にすればよいのかと思います。	四国地方整備局無償貸付機械取扱仕様書第10条で3ヶ月経過毎に翌月の10日までに提出と規定されています。 なお、様式は、全国統一様式の様式-26を使用してください。
51	107	徳島県	②発注者	部分使用は契約書に基づく行為ですが、検査レベルの記載がないため、受発注者ともに準備物や手続きが異なることが想定される。「検査」ではないが、「部分使用」に関する記述を追加してほしい。	土木工事書類作成マニュアル「9-2部分使用協議」に記載済です。 なお、部分使用は、契約書33条のとおり、発注者が引き渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用できるとしているものであり、部分使用が予定されるものはもれなく特記仕様書に記載するように周知するとともに、交通開放など第三者に供する場合に必要となる部分引渡し(指定部分)には留意することが必要です。
52	138	徳島県	②発注者	部分使用協議で監督員が確認した内容を検査官が再度検査(確認)するのか明記してほしい。	部分使用は、契約書33条のとおり、発注者が引き渡し前において、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用できるとしているものであり、当然、検査対象になります。
53	138	徳島県	②発注者	部分使用協議については、「品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受ける」とあるが、「等」では実施者によって過不足が発生すると想定される。実施者によって過不足が生じないように手順、方法及び様式などを明確にほしい。	土木工事共通仕様書「1-1-1-2 用語の定義 35.確認」に、「確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と規定されています。
54	108	徳島県	③支援業務者	完成写真は工事写真で代替できるので、改めて作成は不要と数年前より簡素化書類一覧に記載されているが完成検査関係の書類(必要部数)一覧に受注者で作成とある。	完成検査、完済部分検査、中間技術検査、既済部分検査の関係書類一覧表から削除します。
55	129 130	徳島県	③支援業務者	中間前払金の認定請求書と工事履行報告書を添付して提出となっているが、関係資料には工事日数一覧表も明記されている。	平成31年4月版では、工事日数一覧表は求めておりません。(本局契約課にも不必要と確認済み)
56	135	徳島県	③支援業務者	技術提案の記入様式を入れてほしい	技術提案は、施工計画書に記載することになっており、(7)施工方法に技術提案の内容が反映されておれば問題なく、特に様式を規定するものではない。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見を踏まえマニュアルを修正
		県	立場	理由	
57	140	高知県	①受注者	・まえがき内⑨で「実施報告書の廃止」とあるが、9-3現場環境改善で「実施状況は、写真管理基準に基づき撮影し、納品することにより。」とある。誤解を与える標記ではないか。	実施報告書として廃止しているものであり、写真管理基準(施工状況—工事施工中—施工中の写真)に規定された写真は必須となっておりますので、引き続き写真の撮影をお願いします。
58	140	愛媛県	③支援業務者	現場環境改善費については特記仕様書により実施内容について協議を行うこととなっており、施工計画書への記載は内容が重複するのではないか。	現場環境改善費について、実施内容については、協議することとなっており、その結果を施工計画書に記載することとしていますので、引き続き施工計画書に記載をお願いします。(写真管理基準による撮影により、実施報告書は不要) 【特記仕様書】 地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとし、実施内容については監督職員と協議するものとする。 ※協議は、地域連携の実施内容を重視している
59	141	徳島県	③支援業務者	創意工夫の提出時期について、工事完成時までに実施することに変えては	創意工夫等は、「工事完成時までに所定の様式により監督職員に提出することができる。」としているものであり、発注者から求めるものではない。
60	142	高知県	①受注者	創意工夫の新技术活用は新技术活用報告書と重なる部分は省略等ができないか。任意の提出ではあるが、簡素化できた方がよい。	創意工夫等は、「工事完成時までに所定の様式により監督職員に提出することができる。」としているものであり、発注者から求めるものではない。 ただし、提出する場合は、工事成績評定の加算となるため省力等はできません。
61	添-2	高知県	②発注者	誤字の修正 3. 体制 誤:院長 正:委員長 誤字の修正 4. 開催時期及び内容 ③ 誤:発注者 正:受注者	修正します。
62	添-21	高知県	②発注者	時点修正 3. 施工体制関係 施工体制台帳備考 誤:下請総金額3000万円以上(土木)正:下請金額にかかわらず作成 時点修正 3. 施工体制関係 施工体系図備考 誤:下請総金額3000万円以上(土木)正:下請金額にかかわらず作成	修正します。
63	添-21	徳島県	②発注者	退職金共済手帳の写しは不要とあるが、そもそも退職金共済手帳の写しを提示してもらっていたのは、弱い立場である建設労働者に確実に建退共証紙が配布され添付されているか、退職金は確保されているのか確認する為であり、弱者保護の観点から逆行する方針ではないか?	施工プロセスチェックにて、証紙の配布を受払簿等により適切に管理しているか、施工プロセスチェックで確認しているため、手帳の写しまでの提示は求めていない。
64	添-22	徳島県	③支援業務者	監督職員が作成準備する資料で、維持工事指示書が入っている理由。工事打合わせ簿による指示票との違いが分からない	四国地方整備局の所掌する維持工事等で施工後直ちに検査を行わなければ確認が困難な工種(以下「指定工種」という。)については特記仕様書に明記され、受注者に対し、維持工事指示書(別記様式-3)により対応することとしています。 ただし、新規工種等の契約変更に該当する場合は、変更契約を行うか、工事打合わせ簿の指示により対応することになります。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見を踏まえマニュアルを修正
		県	立場	理由	
65	添-25	高知県	②発注者	時点修正 ■基準・要領等 最新の年月、適用開始時期へ要修正	修正します。
66	添-26	高知県	②発注者	時点修正 ■ガイドライン類 最新の年月、適用開始時期へ要修正	修正します。
67	添-52 添-53	高知県	③支援業務者	指示・承諾事項の指示・承諾内容記載と押印が1ページに纏めて記載しています。 記載内容が多い場合は指示事項と承諾事項が分かれることとなりますが、職員さんによってはマニュアル通りでは無いと無理矢理1ページに作成させるられることがあります。そこまでマニュアル通りに固執しなければいけないのでしょうか。 この部分については、臨機に対応して良いものと思っております。	監督職員等へ土木工事書類作成マニュアルを徹底させます。 意見のとおり、指示・承諾事項が多く記載する場合は、1ページにて作成する必要はありません。
68	添-54	愛媛県	③支援業務者	(1)契約書第18条に基づく通知・確認[解説]工事請負・・・特段の理由がある場合を除き、改めて協議する必要は無い。と記載しているが実際は別途協議が減らない。	工事関係書類等の適正化指針(案)12-3を徹底させます。 なお、受注者の負担軽減を目的に記載しているものであり、発注者が対応すべき内容と考えています。
69		徳島県	①受注者	工事関係書類一覧表により、必要書類や作成者及び書類の流れが解りやすいです。 上記に基づき、事前協議にて内容を確定し進めていけるので大変良いと思います。	引き続き、土木工事書類作成マニュアルを必要に応じて改訂していきます。
70		徳島県	①受注者	電子納品のCDでの成果が、正・副の所と、正・副・副+写真データすべてをCDに入れて渡す等、出先機関や各事務所ごとに違います。決まりがあるのであれば、明記をお願いします。また、紙ベースでの完成図提出も各機関ごとに出す仕様が異なります。こちらについても明記していただければと思います。	電子納品については、特記仕様書「第〇条 電子納品」によるものとしており、その中で提出部数を指定しています。
71		徳島県	①受注者	道路土工の路体、路床の密度管理の立会、品質管理書類について 品質管理項目として転圧回数決定の試験施工は義務付けられていますか、またその場合の書類提出、立会の有無についても運用の明確化をお願いしたい	TS・GNSSを用いた盛土試験施工は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施して下さい。
72		徳島県	②発注者	「週休二日」、「ICT」など働き方改革により増えている項目を追加してほしい。	個々に特記仕様書に記載されていることから現段階においては記載しない。
73		徳島県	③支援業務者	工事完成調書の様式がマニュアルや局HPにないように思われます。	掲載します。
74		徳島県	③支援業務者	完成図書について、完成図の製本方法(A1図をA4サイズに製本〇部、A3図をA3サイズに製本〇部、A3図をA4(観音開き)に製本〇部等)や添付資料(品質記録保存や丈量図、添付する参考図等)も明示し、四国内で統一を図ればよいと思います。	電子納品が原則のため、製本は不要であると考えています。 製本が必要な場合は特記仕様書に記載するように周知します。 なお、添付資料については、今後、完成図作成要領について検討します。
75		徳島県	①受注者	出来れば作成する書類をもっと減らしてもらいたい。	個別具体的な事例をいただければ検討させていただきます。
76		高知県	③支援業務者	書類の統一化を図るために、さらに詳しいマニュアルが必要である。	
77		徳島県	③支援業務者	完成図書関係のマニュアルをもっと詳しく記載して欲しい。	

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見を踏まえマニュアルを修正
		県	立場	理由	
78		徳島県	③支援業務者	土木工事書類作成マニュアルは、標準的な工事の作成方法を明記しているものであり、発注された工事全てに対応しているのではなく、本マニュアルを元に書類の作成を進めていくものと解釈して。 したがって、工事にそぐわない部分は明記せず、工事において重要な部分は追記する等工事ごとにアレンジすることは、必要と思われる。一部の技術員は、本マニュアルを絶対として、受注者を指導される方がおられるがいかがなものだろうか？	土木工事書類作成マニュアルは、土木工事共通仕様書及び特記仕様書に規定された書類を網羅したマニュアルとしています。 また、施工計画書にあつては、土木工事共通仕様書「1-1-1-4 施工計画書」で記載内容が規定されています。 ただし、意見のとおり、工事によっては不要な項目等もあり、適宜判断して対応していただきたい。
79		-	①受注者	インターネットで探したが、作成マニュアルの最新版を探すことが出来ませんでした。	特記仕様書第2条1 1-1-1 適用 追加「ロ）特記仕様書の様式・別紙関係で「四国地方整備局ホームページ掲載」とある場合には、四国地整ホームページ-企画部技術管理portal -「工事関係等」に掲載しているものとする。 (http://www.skr.mlit.go.jp/etc/index.html)の「○土木工事書類作成マニュアル」にあります。
80		徳島県	①受注者	改善要点がわからない。	
81	全般	高知県	①受注者	これまであやふやだった部分が明確になってきているので、今後も民からの意見を反映出来る所は反映して、改定をして貰いたい。	引き続き、土木工事書類作成マニュアルを必要に応じて改訂していきます。
82		香川県	①受注者	先ずは、完全履行をお願いします。 発注者・受注者ともに。	工事関係書類等の適正化指針並びに土木工事書類作成マニュアルの周知徹底に努めていきます。
83		徳島県	①受注者	弊社も検討WGに参加しており、いまのところ改定意見等は見当たらない	引き続き、土木工事書類作成マニュアルを必要に応じて改訂していきます。
84		愛媛県	①受注者	電気通信工事用のマニュアルを作成して頂きたいです。 電通工事には適用できない内容があります。	個別具体的な事例をいただければ検討させていただきます。